

梅田 1 丁目地区の都市再生整備計画区域に設ける入札対象施設等
(特例道路占用区域に設ける施設等) に係る基本協定書

【2025年9月時点】

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される大阪市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定入札占用計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

目次

第1章 総則	1
(事業の目的)	1
(入札占用計画の認定、許可)	1
(優先順位)	2
(協定期間)	2
(認定入札占用計画の変更)	2
(本件業務の対象施設)	2
(本件業務の範囲)	3
(施策への協力)	3
(道路の占用の許可)	3
(本件業務にかかる業務経費)	4
(別途市納付金(当初想定額))	4
(別途市納付金(上振れ分))	4
(公租公課)	4
第2章 乙の責任	5
(法令上の責任)	5
(善管注意義務)	5
(業務責任者)	5
(第三者委託等の制限)	5
(権利義務の譲渡制限等)	6
(秘密の保持)	6
(事故等への対応)	6
(臨機の措置)	7
(文書管理及び情報公開)	7
(個人情報等の保護)	7
(個人情報等の管理)	8
(教育の実施)	9
(公正な職務の執行に関する責務)	9
(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)	9
(人権研修の実施)	10
(職員の雇用)	10
(障がいのある人への合理的配慮の提供)	10
第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等	10
(損害賠償に係る費用負担)	10
(リスク負担)	10
(保険加入)	10
第4章 点検、監督指導及び事業報告	11
(点検、評価、報告及び監督指導等)	11

（業務内容の変更、中止等）	11
（事業報告書）	12
第6章 認定の取消し等	12
（認定の取消し又は本件業務の停止）	12
（損害賠償）	13
（認定の取消し等の公表）	13
（事情変更による認定の取消し等）	13
（認定の取消しの特例）	13
第7章 原状回復及び引継ぎ	14
（本件業務の終了に伴う原状回復）	14
（引継ぎ）	14
第8章 補則.....	14
（重要事項の変更届出）	14
（連合体に関する特約）	14
（準拠法）	14
（補則）	14

道路管理者である大阪市長（以下「甲」という。）と道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第39条の5において入札占用計画の認定を受けた者（以下「認定入札占用計画提出者」という。）である「●●●●」（以下「乙」という。）は、認定された入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の履行に関し、必要な事項について、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 本事業は、甲乙がより積極的に協力し、令和8年9月に大阪市が作成した都市再生整備計画「梅田1丁目地区」に定めた目標、整備方針等に沿って、拡充整備が進む梅田1丁目地区（以下「当地区」という。）の地下・地上の道路空間を有効活用し、都市再生特別措置法（平成14年法律22号。以下「都市再生法」という。）第46条第10項に基づき特例道路占用区域に設置する施設等（以下「特例道路占用施設等」という。）である広告板等を設置して収益活動業務を行い、その収益を用いて、当地区の道路空間を良好に維持するための道路維持管理業務、利便性の向上やにぎわい創出、安心・安全な都市環境の創出といった都市再生に資する公的活動業務を実施（以下、これらの業務を総称して「本件業務」という。）し、これにより、大阪市の玄関口にふさわしい、利便性・快適性・安全性の高いエリアの形成を目指すものである。

（入札占用計画の認定、許可）

第2条 甲は、道路法第39条の5に基づき入札占用計画を認定し、本基本協定第6条第1項に掲げる道路法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等（以下「入札対象施設等」という。）について、道路法第32条第1項又は第3項に基づく道路の占用の許可を発する。

2 乙は、法令等を遵守しつつ、前項の許可処分に基づき、梅田1丁目地区の都市再生整備計画区域に設ける入札対象施設等(特例道路占用区域に設ける施設等)に係る入札占用指針(以下「入札占用指針」という。)、認定入札占用計画、本基本協定及び甲乙が各年度（本基本協定で年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に従い、誠実かつ公正、公平に本件業務を実施するものとする。

3 甲乙は、毎年度、当該年度の前年度末日までに、本件業務に係る次の各号の内容について、年度協定として締結するものとする。

- (1) 本件業務の細目に関する事
- (2) 甲への納付金に関する事
- (3) 甲への納付金の支払い・清算等に関する事
- (4) 協定期間に関する事
- (5) 成果指標に関する事
- (6) 事業計画に関する事
- (7) 事業報告書に関する事
- (8) 違約金に関する事

(9) その他、本件業務の実施に関すること

(優先順位)

第3条 認定入札占用計画、入札占用指針、当該公募にあたっての質問の回答及び追加資料（以下、これらを総称して「認定入札占用計画等」という。）に記載がない事項については、本基本協定の規定が適用されるものとする。

(協定期間)

第4条 本基本協定の期間は、協定締結日から令和13年9月30日（認定入札占用計画の認定の有効期間（令和13年3月31日）終了日の6カ月後）までとする。

(認定入札占用計画の変更)

第5条 乙は、本件業務の実施にあたり、道路法第87条第1項に規定する基準等を踏まえ、災害等による道路状況の変化、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、やむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、甲に変更の認定を申請しなければならない。また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、関係機関から認定入札占用計画の変更を求められた場合等には、乙は甲に変更の認定を申請するものとする。

2 乙は、第34条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえ、認定入札占用計画に掲げる入札対象施設等の構造変更又は占用範囲の変更を伴う業務拡充の提案を行う場合には、甲に変更の認定を申請し、甲の認定を受けた上で、入札対象施設等の構造変更等を行うものとする。

3 前二項に関わらず、乙は、第34条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえた、構造変更又は占用範囲の変更を伴わない入札対象施設等の機能充実や、道路維持管理業務などの入札対象施設等の設置を伴わない公的活動業務の変更などの提案を行う場合は、甲に変更の認定を申請することを要せず、甲と協議の上、本基本協定又は年度協定に基づき決定するものとする。

(本件業務の対象施設)

第6条 乙が設置及び管理運営を行う入札対象施設等は次のとおりとする。

(1) 認定入札占用計画に基づく入札対象施設等であり、都市再生法第62条2項に基づく特例道路占用区域として指定された大阪駅前地下道に設置する広告板（柱広告・壁面広告）（入札占用指針2（1）1）に掲げる入札対象施設等①）

(2) 認定入札占用計画に基づく入札対象施設等であり、都市再生法第62条2項に基づく特例道路占用区域として指定された大阪駅前地下道（東広場）に設置する案内所（入札占用指針2（1）1）に掲げる入札対象施設等②）

(3) 上記以外の認定入札占用計画に基づく入札対象施設等であり、詳細が決定次第、都市再生法に基づく道路占用許可特例制度の適用手続き等を経て設置される施設等（入札占用指針2（1）1）に掲げる入札対象施設等③ないし⑦）

2 乙が本件業務として第7条第1項各号に掲げる業務を実施する道路施設等は、都市再生整備計画区域内における大阪駅前地下道、地上歩道及び植栽帯、梅田新歩道橋の道路施設とし、その活動範囲は、入札占用指針4（5）ないし（7）に定めるとおりとする。

(本件業務の範囲)

第7条 本件業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 大阪駅前地下道の広告板等設置・管理に関する業務
- (2) 道路維持管理業務
- (3) 道路管理の適正化業務
- (4) 利便性が高く、分かりやすい、円滑な交通環境の創出にかかる業務(以下「利便性向上業務」という。)
- (5) にぎわいに溢れ、滞在しやすい、快適な都市環境の創出にかかる業務(以下「にぎわい創出業務」という。)
- (6) 安心・安全な都市環境の創出にかかる業務(以下「安心・安全業務」という。)
- (7) 本件業務のさらなる促進や効率化、効果測定・検証にかかる業務(以下「効果検証等業務」という。)
- (8) 地域との連携業務

注) 上記本件業務のうち(5)にぎわい創出業務、(8)地域との連携業務については、提案業務のみとなるため、提案がなければ削除する。

- 2 前項各号に定める業務の仕様等は、認定入札占用計画及び公募占用指針3(認定計画提出者が行う業務の内容)に定めるとおりとする。また、公募占用指針に記載がない仕様があるときは、甲乙が協議して定める。
- 3 乙は第1項の業務の実施に当たっては、別途、甲と協議の上、あらかじめ各年度の事業計画を甲に提出し、承認を得なければならない。
- 4 乙は、前項の事業計画を提出するにあたり、認定入札占用計画の内容に変更が生じた場合は、第5条の規定に基づく認定入札占用計画の変更後の事業計画を甲に提出しなければならない。
- 5 甲及び乙は、本件業務の実施について、都市再生整備計画の目標及び指標の達成度合について検証するため、年度協定において成果指標とそれにかかる目標値を設定する。

(相互の協力)

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ効率的な実施が図れるよう相互に協力するものとする。

(許可の取扱い)

第9条 乙は、入札占用指針14に掲げる許可申請を甲に行うとともに、認定入札占用計画に基づき別表1に定める入札対象施設等に係る占用料の額を甲に支払う。

- 2 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に占用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日や許可期限日の属する年で、占用許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(本件業務にかかる業務経費)

第10条 本件業務にかかる業務経費については、入札占用指針4(12)に定めるとおりとし、当該業務経費は全て乙の負担とする。

- 2 乙は、本件業務のうち、入札占用指針4(12)2に掲げる公的活動業務の各業務に要する経費が、別表2に定める各年度の「各業務の業務経費の額」を各々下回った場合は、その差額(当該業務の実施について乙による経費削減努力等があると甲が認める場合は、その部分を除くものとする。)を甲に支払うものとする。
- 3 乙は、各年度の翌年度の4月15日までに、前項に掲げる各業務に要する経費の算出根拠を記載した書面を甲に提出し、甲の請求に基づき、前項に規定する差額を別表2で定める納付期限までに甲に納付するものとする。
- 4 乙は、入札占用計画の別紙4「2. 地下道の施設管理業務における阪神電気鉄道株式会社が実施する業務に関わる本市負担額」に掲げる概算金額を本市に納付しなければならない。なお、金額、納付時期等の詳細については、入札占用計画が認定された後に、甲と協議の上、年度協定で定める。

(別途市納付金(当初想定額))

第11条 乙は、別表3に定める別途市納付金(当初想定額)を甲に支払うものとする。

- 2 前項の別途市納付金(当初想定額)は、原則変更しないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由で広告事業の総売上高が認定入札占用計画に定めた額よりも大幅に増減する場合は、別途、甲と協議のうえ改めて定めるものとする。
- 3 乙は、甲の請求に基づき、別途市納付金(当初想定額)を別表3に定める納付期限までに、甲に納付するものとする。

(別途市納付金(上振れ分))

- 第12条 乙は、各年度における実際の広告事業の総売上高が認定入札占用計画に記載した当初想定総売上高を超えた場合、その超過額に別表4-1で定める納付率を乗じた額を別途市納付金(上振れ分)として甲に支払うものとする。
- 2 乙は、広告事業以外の収益活動業務を実施する場合で、各年度における当該業務による収入額が支出額を上回る場合は、収入額から支出額を控除した額に別表4-2で定める納付率を乗じた額を前項同様に甲に支払うものとする。
 - 3 前2項で定める納付率は、原則変更しないものとする。
 - 4 乙は、甲と協議の上、第1項に定める納付率により算出された別途市納付金(上振れ分)の一部を、乙が提案する新たな公的活動業務に代替することができることとする。
 - 5 乙は、各年度の翌年度の4月15日までに、当該別途市納付金(上振れ分)にかかる算出根拠を記載した書面を甲に提出し、甲の請求に基づき別途市納付金(上振れ分)を別表4-1、4-2で定める納付期限までに甲に納付するものとする。

(公租公課)

第13条 本件業務に関連して生じる公租公課は、乙が負担する。

第2章 乙の責任

（法令上の責任）

第14条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（善管注意義務）

第15条 乙は、本基本協定、年度協定、認定入札占用計画等を遵守し、認定入札占用計画の提案内容を実現すべく、善良な管理者の注意をもって本件業務を執行しなければならない。

（業務責任者）

第16条 乙は、本件業務の実施及び入札対象施設等の設置・管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（本基本協定の履行に当たって個人情報及び本件業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）及び特定個人情報を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、本基本協定及び年度協定の履行に関し、本件業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第34条第2項に定める報告、第36条に定める事業報告、占用料の額や別途市納付金の額の決定並びにこの認定の辞退に係る権限を除き、本基本協定及び年度協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

（第三者委託等の制限）

第17条 乙は、本件業務の全部を一括して、又は甲が入札占用指針に指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式は問わない。以下同じ。）してはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者委託する場合は、甲の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 甲は、乙に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項の規定により乙から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。

5 乙は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

6 乙は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、甲の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

7 乙は、第2項の規定により第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委

託等」という。)した場合、甲に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 乙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 乙は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を本件業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 乙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を徴し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 乙は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第18条 乙は、本基本協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第19条 乙は、本基本協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、本件業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 乙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 乙は、占用許可期間の満了又は占用許可の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

- 第20条 乙は、甲と協議の上、事故、災害等に対応するための体制を整備しなければならない。
- 2 乙は、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実

施するために、緊急時発生対応計画を甲に報告しなければならない。

- 3 本件業務の実施中に災害等が発生した場合、乙は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 本件業務の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生 の 帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、乙は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により甲に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について甲の指示に従わなければならない。

（臨機の措置）

- 第21条 乙は、本件業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ、甲の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、その行った措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、本件業務にかかる経費の範囲において乙が負担することが適当でない甲が認める部分については、甲がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

- 第22条 乙は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、入札対象施設等の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 乙は、対象文書等について、適正に管理し、別表5に定める保存期間が満了するまでの間保存しなければならない。
 - 4 甲は、甲が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、乙にその写しを提出するように求めるものとする。
 - 5 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 6 乙は、認定期間の満了又は認定の取消しと同時に、甲の指示に従い、対象文書等及びその写しを甲又は新たな認定入札占用計画提出者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。
 - 7 乙は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により甲にその旨を報告しなければならない。

（個人情報等の保護）

- 第23条 乙は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本基本協定

及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 乙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、認定期間の満了又は認定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 乙は、本件業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 乙は、本基本協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている乙が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

- 第24条 乙は、本件業務の実施のために乙の保有する磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び甲から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。
- 2 乙は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
 - 3 乙は、記録媒体等について、甲の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により甲に報告しなければならない。
 - 4 乙は、甲からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
 - 5 乙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、本件業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合において、書面による甲の同意を得た場合はこの限りではない。
 - 6 乙は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
 - 7 乙は、甲が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
 - 8 乙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、書面による甲の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
 - 10 乙は、乙の保有する個人情報に関し、個人情報保護条例の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、甲の指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - 11 乙は、認定期間の満了又は認定の取消しにより本件業務を終了したときは、甲の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
 - 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用

に供されることのない方法をとらなければならない。

- 13 乙の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、乙は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、改善を指導するとともに、甲が乙の管理状況が適切であると認められるまで本件業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 甲は、乙が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は本件業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、乙に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。
- 16 甲は、本件業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(教育の実施)

第25条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第26条 乙及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、本件業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 乙は、本件業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく甲及び大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第27条 乙は、本件業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本件業務に関して下請負又は受託をさせた者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第28条 乙は、本件業務の従事者が人権について正しい認識を持ち本件業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

第29条 乙は、障がい者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

2 乙は、甲からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

3 乙は、認定期間中に障がい者雇用率が、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、甲に障がい者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

(障がいのある人への合理的配慮の提供)

第30条 乙は、本件業務が甲の事務又は事業を実施することから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等

(損害賠償に係る費用負担)

第31条 本件業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲が負担する。

2 本件業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲が負担する。

(リスク負担)

第32条 本件業務の実施に当たってのリスク負担については、別表6のとおりとする。ただし、別表6に定めがない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第33条 乙は、本件業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により甲に報告しなければならない。

第4章 点検、監督指導及び事業報告

(点検、評価、報告及び監督指導等)

第34条 乙は、都市再生整備計画区域の道路の通行者及び利用者の意見、要望等を把握し、本件業務に反映させるため、利用者から意見を聴取するとともに、認定入札占用計画等や本基本協定及び年度協定、事業計画に沿って本件業務を適正に履行しているかどうかについて、甲乙協議の上項目を定め、毎月自己点検を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による毎月の自己点検の結果を翌月末までに甲に報告するとともに、前項の規定による意見聴取及び「効果検証等業務」の実施に伴う効果検証結果について、毎年定期的に集約し、甲に報告しなければならない。

3 甲は、本件業務の適正な履行を期するため、乙に対して、前項の規定による事業報告のほか本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、監督、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 甲は、前2項の規定による報告、監督、検査又は実地調査及び第36条の事業報告書等を踏まえ、適宜、外部有識者の意見を聴取し乙の評価を行うこととする。

5 前項の規定による評価において、乙が行う本件業務の履行状況が認定入札占用計画等、本基本協定又は年度協定に定める仕様、道路占用許可条件を満たしていない等、管理運営が適切に行われていないと甲が判断した場合、甲は乙に対してその改善を指示することができる。

6 乙は、第3項の規定による報告、監督、検査、実地調査の請求があったときはこれに協力し、又は前項の指示があったときはこれに従わなければならない。

7 甲は、必要と認めるときには、第3項及び第4項に定める業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、本件業務に関して、当該第三者に第2項及び第3項に定める報告を行い、当該第三者が行う第3項に定める監督、検査又は調査を受けなければならない。

8 甲乙は、本件業務を実施するにあたり、本件業務の問題点、課題等の解決を行うため協議し調整を行う場、及び都市再生整備計画に掲げる目標の達成状況等を議論し、調整する場として調整会議を設置するものとする。

9 乙は、本件業務の収支状況を記した書類については、毎月作成し甲に提出するとともに、一事業会計年度が終了するごとに、公認会計士において、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を行い、その監査報告書を添付し甲へ提出しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第35条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一時中止を乙に指示することができる。この場合において、本基本協定又は年度協定に定める別途市納付金の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により変更後の額を決定する。

2 乙は、本基本協定第5条第3項及び第4項に示す業務拡充の提案を実施する場合は、あらかじめ書面により甲へ提出し、甲の承認を受けて実施することができる。ただし原則として、認定入札占用計画の水準を下回る提案及び変更を実施することはできない。

(事業報告書)

第36条 乙は、年度が終了するごとに、当該年度の事業内容と収支を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を作成し、翌月末までに甲に提出し、甲が本件業務に関する評価を実施するものとする。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 乙の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (4) 年度の区分
- (5) 本件業務の実施状況
- (6) 成果指標にかかる目標値に対する達成状況
- (7) 本件業務における収入実績及び業務に要した経費等の収支状況
- (8) その他甲が本件業務の履行状況を把握するために必要と認める事項

3 乙は、毎月事業内容と収支を報告する書類を作成し、翌月末までに甲に報告しなければならない。報告内容としては、本件業務の実施状況、都市再生整備計画区域内の道路の通行・利用状況、広告収入等の収入の実績や本件業務に要した経費等の収支状況、本件業務の実施に対する自己評価等の事項とし、詳細は別途甲より指示するものとする。

4 甲は、第1項及び第3項の書類の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、乙に対して本件業務又は経理の状況に関して報告を求め、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

5 第34条第6項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

第6章 認定の取消し等

(認定の取消し又は本件業務の停止)

第37条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、認定を取り消し、又は本件業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 乙が第9条第4項の規定に該当する場合、又は乙が認定入札占用計画に基づく入札対象施設等の設置をしなかったとき
- (2) 乙が第34条第3項又は同条第6項若しくは第36条第4項の指示に従わないとき
- (3) 乙が正当な事由なく本件業務に着手しないとき
- (4) 乙が占用又は本件業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (5) 乙が本基本協定又は年度協定に違反したとき
- (6) 乙が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき、又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (7) 乙の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (8) 乙の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき、若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約につ

いて甲からの契約解除の求めに応じないとき

- (9) 前各号に定めるもののほか、甲が乙による占有許可又は本件業務の実施を継続することが適当でないと認めるとき
- 2 乙は、前項各号の規定により認定を取り消され、又は本件業務の停止を命じられた場合、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(認定入札占有計画提出者の地位の辞退等)

- 第38条 乙は認定期間内において、認定入札占有計画提出者の地位を辞退しようとするときは、本件業務を行わないこととなる日の6月以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、乙の認定入札占有計画提出者の地位を取り消すことができる。
- 3 乙は、前2項の規定により認定入札占有計画提出者の地位を取り消された場合は、年度協定において定める額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(損害賠償)

- 第39条 乙は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定による認定の取消し又は本件業務の停止命令によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、第37条第1項各号及び前条第2項の規定に基づく、認定の取消しや本件業務の全部若しくは一部の停止により乙に生じた損害については、これを賠償しない。

(認定の取消し等の公表)

- 第40条 甲は、第37条第1項各号又は第38条第2項の規定により認定を取り消し、又は本件業務の停止を命じた場合、乙の商号又は名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が第37条第1項第7号及び第8号に該当するときは、その具体的内容を、本件業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による認定の取消し等)

- 第41条 第37条第1項各号及び第38条第2項に定める場合のほか、甲が事情変更により本件業務の継続等が困難と判断した場合は、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止について、乙に協議を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による協議に基づき、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の場合における損害賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

(認定の取消しの特例)

- 第42条 甲は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の認定が必要となる場合など、特段の事情により認定の取消しが必要であると甲が判断した場合、第37条及び第38条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(本件業務の終了に伴う原状回復)

第43条 乙は、占用期間の満了までには、原則として、工事の許可を受けた上で、道路法第40条に基づき、道路の占用をしている工作物、物件又は施設を除却し、道路を原状に回復しなければならない。

2 認定の取消しにより本件業務が終了する場合は、甲乙の協議の上、前項同様に道路を現状に回復しなければならない。

3 前2項について、甲と協議の上、原状に回復する必要のないとしたものについては、この限りではない。

4 第1項及び第2項の規定による原状回復に係る費用は、乙の負担とする。

(引継ぎ)

第44条 乙は、本件業務の終了に際し、新たな認定入札占用計画提出者に対する引継ぎの文書を作成の上、新たな認定入札占用計画提出者に提出し、引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、新たな認定入札占用計画提出者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引き継ぎに係る費用は、乙が負担する。

第8章 補則

(重要事項の変更届出)

第45条 乙は、定款、寄付行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に届けなければならない。

(連合体に関する特約)

第46条 甲乙の関係及び乙の代表者と構成員との関係については、連合に係る基本協定特約事項に定めるところによる。

(準拠法)

第47条 本基本協定及び年度協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(補則)

第48条 本基本協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他

は必要に応じて甲乙の協議の上、決定する。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙の双方が記名押印の上、甲並びに乙の代表者及び構成員が各自1通保管する。

令和8年●月●日

甲 大阪市

大阪市北区中之島1-3-20

道路管理者 大阪市長 横山 英幸

乙

別表一覧

別表 1 【入札対象施設等に係る占用料の額】

入札対象施設等の種類		占用料単価（円／㎡・年）
1 景観形成広告塔等	東西地下道（特等）	
	中央広場（1等）	
	西広場（一部）（特等）	
	東通路（一部）（特等）	
	東通路（一部）（特等）	
	東広場（特等）	
2 イベント施設	壁面広告板周辺スペース 一体的活用（特等）	
	壁面広告板周辺スペース 一体的活用（1等）	
	路上イベント（特等）	
	路上イベント（1等）	
3 案内サイン等	案内板等	
4 食事施設等	地下広場の案内機能の充実	
	オープンカフェ等	
5 ベンチ等	ベンチ（特等）	
	ベンチ（1等）	
	花壇（特等）	
	花壇（1等）	
	街灯	
6 カメラ等	カメラ等	

別表 2 【各業務の業務経費の額】

会計年度	基本補修額	基本巡視 強化業務額	基本案内 サイン等 業務額	基本路上 イベント 業務額	基本効果 検証等 業務額	基本地域 連携業務額	納付期限
令和8年度	¥	¥	¥	¥	¥	¥	令和8年4月30日
令和9年度	¥	¥	¥	¥	¥	¥	令和9年4月30日
令和10年度	¥	¥	¥	¥	¥	¥	令和10年4月29日
令和11年度	¥	¥	¥	¥	¥	¥	令和11年4月30日
令和12年度	¥	¥	¥	¥	¥	¥	令和12年4月30日

別表3 【別途市納付金（当初想定額）】

納付期限		納付額
令和8年度	令和8年7月31日	¥
	令和8年10月30日	¥
	令和9年1月30日	¥
	令和9年4月30日	¥
令和9年度	令和9年7月30日	¥
	令和9年10月30日	¥
	令和10年1月31日	¥
	令和10年4月29日	¥
令和10年度	令和10年7月31日	¥
	令和10年10月31日	¥
	令和11年1月31日	¥
	令和11年4月30日	¥
令和11年度	令和11年7月31日	¥
	令和11年10月31日	¥
	令和12年1月31日	¥
	令和12年4月30日	¥
令和12年度	令和12年7月31日	¥
	令和12年10月31日	¥
	令和13年1月31日	¥
	令和13年4月30日	¥

別表４－１【別途市納付金（広告事業の上振れ分）】

会計年度	納付率	納付期限
令和８年度	%	令和９年５月１４日
令和９年度	%	令和１０年５月１５日
令和１０年度	%	令和１１年５月１５日
令和１１年度	%	令和１２年５月１５日
令和１２年度	%	令和１３年５月１５日

別表４－２【別途市納付金（広告事業以外の収益活動）】

会計年度	納付率	納付期限
令和８年度	%	令和９年５月１４日
令和９年度	%	令和１０年５月１５日
令和１０年度	%	令和１１年５月１５日
令和１１年度	%	令和１２年５月１５日
令和１２年度	%	令和１３年５月１５日

別表５【文書等の保存】

文書等名称	保存年限（※）
職員勤怠関係文書	１年
職員給与関係文書	５年
本件業務実施関係文書	５年
協定書・覚書関係文書	10年（常用）
財務関係文書	10年（常用）

※保存年限「１年」のものは、作成年度の翌年度末まで保存

※保存年限「５年」のものは、作成月の５年後の月末まで保存

※保存年限「常用後５年」のものは、認定期間中は常用期間として管理し、常用期間終了後、当該文書の保存期間に合わせて保存すること。

別表6 負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内容	負担者	
			大阪市	認定入札 占用計画 提出者
共通	法令等の変更	認定入札占用計画提出者が本件業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※5	
	第三者賠償	本件業務の実施や入札対象施設等の設置・管理運営において認定入札占用計画提出者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		本件業務の実施や入札対象施設等の設置・管理運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○
		占用許可後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項 ※5	
	本件業務の 中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止・延期	○	
		認定入札占用計画提出者の責任による遅延・中止・延期		○
		認定入札占用計画提出者の業務放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請又はそれに付随する費用の負担		○
準備 段階	引継ぎコスト	入札対象施設等の引継ぎ(認定入札占用計画提出者の準備を含む。)費用の負担 ※2		○
設置 及び 管理 運営 段階	入札対象施設等の 設置	入札対象施設等の設置工事		○
	施設・事業競合	競合施設・事業者による利用者減、収入源		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	本件業務にかか る経費の膨張	大阪市以外の要因による本件業務経費の膨張		○
		大阪市の要因による本件業務経費の膨張	○	
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※5	
	道路施設等の 損傷	道路施設、設備の損傷 ※3	協議事項 ※5	
		管理上の瑕疵等認定入札占用計画提出者の責めによるもの		○
	債務不履行	大阪市の認定入札占用計画・協定内容の不履行	○	
	性能リスク	大阪市が要求する道路施設等の維持管理の水準及び		○

		入札対象施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置の水準の不適合に関するもの		
	損害賠償	道路施設・設備の不備による事故 ※4		○
	管理リスク	入札対象施設等の施設管理上の瑕疵による事故 ※4	協議事項 ※5	
		道路施設・設備の不備又は入札対象施設等の施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの		○
		占用期間終了時の原状回復に要する経費		○
		本件業務の実施範囲における道路利用者等及び当地区の関係者等からの苦情等対応		○
復旧段階	原状回復	イベント等実施後や認定期間終了に伴い、本件業務により設置した施設等の原状回復及びそれに要する経費		○

※1 不可抗力（自然災害等）

- ・不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ認定入札占用計画提出者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・道路施設・設備が復旧困難な被害を受けた場合、本件業務の全部の停止を命じることがある。
- ・復旧可能な場合の復旧に要する経費については、認定入札占用計画提出者と協議する。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために本件業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・大阪市は、自然災害等不可抗力による認定入札占用計画提出者の広告収入等の減少等による減収について一切責任を追わない。また、認定入札占用計画提出者に対する休業補償は行わない。

※2 新たな認定入札占用計画提出者への引継ぎにかかる対応

- ・新たな認定入札占用計画提出者が認定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・引継ぎの実施にあたっては、現認定入札占用計画提出者及び新認定入札占用計画提出者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 道路施設・設備の維持管理に伴う施設等の損傷リスクへの対応

- ①道路施設・設備の維持管理に伴う施設等の日常的な補修・修繕等は、認定入札占用計画提出者が行う。
- ②道路施設等にかかる大規模改修・大規模補修については、大阪市が実施する。ただし、その原因が認定入札占用計画提出者の管理の瑕疵によるものであれば、認定入札占用計画提出者の負担により、認定入札占用計画提出者が実施することになる。
- ③道路施設等において、1件あたり100万円（税込）以下の修繕・補修等の必要が生じた場合

は、本市と協議のうえ、認定入札占有計画提出者が実施する。

④上記①ないし③に関わらず、補修・修繕等の原因が認定入札占有計画提出者の管理の瑕疵によるものである場合は、認定入札占有計画提出者の負担により、認定入札占有計画提出者が実施する。

⑤上記①ないし④に関わらず、大阪市と認定入札占有計画提出者は、協議のうえ、大阪市及び認定入札占有計画提出者にやむを得ない事情があると双方認める場合には、上記①ないし④とは、異なる取扱を行うものとする。なお、この場合には、別途覚書を締結する。

⑥道路施設等において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪市に帰属する。

⑦道路施設等の維持管理にかかわって必要な消耗品は認定入札占有計画提出者において適宜補充、交換すること。

⑧大阪市は認定入札占有計画提出者に対する休業補償は行わない。

※ 4 道路施設・設備の不備又は入札対象施設等の管理上の瑕疵による事故への対応のため、認定入札占有計画提出者はリスクに応じた保険に加入すること。

※ 5 協議事項としたものについては、大阪市と認定入札占有計画提出者が当該事項について調整し、双方に合意のもとで決定するものとする。